

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

～なくそう！望まない受動喫煙～

職場における受動喫煙の防止対策について、健康増進法で義務付けられた事項や労働安全衛生法の努力義務規定により事業者が実施すべき事項がガイドラインとして一体的に示されました。（令和元年7月）

組織的対策

1 事業者・労働者の役割

安全衛生委員会等の場を通じて労働者の意識・意見を十分に把握し、事業場の実情を把握した上で適切な措置を決定しましょう。

2 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

推進計画の策定、担当部署の指定、安全衛生委員会等における調査審議、産業医の職場巡視、標識の設置・維持管理、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚及び情報の収集・提供のほか、労働者の募集及び求人の申込時の受動喫煙対策の明示について取り組みましょう。



3 妊婦等への特別な配慮

妊娠している、呼吸器等に疾患を持つ、がん等の疾病を治療しながら就業している、化学物質に過敏である等、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある労働者に対して、特に配慮を行いましょう。

喫煙可能な場所における作業に関する措置

1 20歳未満の者の立入禁止

喫煙専用室などの喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせてはいけません。

2 20歳未満の者への受動喫煙防止措置

健康増進法において適用除外となっている宿泊施設の客室、老人ホームなどの入居施設の個室、業務車両内等についても、望まない受動喫煙を防止するため、20歳未満の者を喫煙可能な場所に立ち入らせないようにしましょう。

3 20歳以上の労働者に対する配慮

勤務シフト・勤務フロア・動線等の工夫、喫煙専用室の清掃方法等の工夫、業務車両内での喫煙者の配慮等により、20歳以上の労働者に対しても望まない受動喫煙を防止するよう配慮しましょう。

詳細はこちらへ...

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイト
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

受動喫煙防止対策助成金
 (中小企業事業主が喫煙専用室等を設置する費用の一部を助成します)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

ガイドライン



Webサイト



助成金



厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署（支署）

各種施設における受動喫煙防止対策の概要

1 第一種施設

学校、病院、診療所、児童福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、行政機関等
原則：敷地内禁煙（屋外でも喫煙できません）

例外：特定屋外喫煙場所の設置

- ・施設の利用者が通常立ち入らない屋外に設置することが必要です。

2 第二種施設

第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設

〔事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、飲食店、
社会福祉施設（第一種施設に該当するものを除く）等〕

原則：屋内禁煙

例外：(1) 喫煙専用室の設置（たばこ・加熱式たばこ。室内での**飲食不可**）

- ① 喫煙室の出入口を開放した状態で、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
 - ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること
- の3要件をすべて満たすことが必要です。

(2) 指定たばこ専用喫煙室の設置（加熱式たばこのみ・室内での**飲食可**）

- ・必要な要件は上記(1)の喫煙専用室と同じです。

(3) 既存特定飲食提供施設

- ① 令和2年4月1日時点で営業していること
- ② 個人経営または資本金5,000万円以下
(一の大規模会社が発行済株式の1/2以上を有する場合などを除く。)
- ③ 客席面積100㎡以下

の3要件をすべて満たす飲食店が対象となります。

- ・「喫煙可能店」として、喫煙専用室等を設けずに店内喫煙・**飲食可**（ただし、20歳未満の者は立入禁止となります。）
- ・喫煙しながら飲食できる「喫煙可能室」を設置すれば、喫煙可能室以外の区域に20歳未満の者を立ち入らせることができますが、その場合の喫煙可能室は上記(1)の喫煙専用室と同じ要件を満たすことが必要です。
- ・喫煙可能区域を設ける場合（店内の全部を喫煙可能室とする場合を含む。）は、保健所への届出が必要です。

3 喫煙目的施設

公衆喫煙所、たばこの対面販売を行い喫煙を主たる目的とするバー・スナック（いわゆるシガーバー）、店内で喫煙可能なたばこ販売店

- ・店内での喫煙・**飲食が可能**です。ただし、喫煙を主たる目的とするバー・スナックでは「通常主食と認められる食事」を主として提供することはできません。また店内で喫煙可能なたばこ販売店では、設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うことはできません。
- ・20歳未満の者は立入禁止となります。

※ 喫煙専用室等の喫煙することができる場所を設置するときは、その場所の出入口と施設の主たる出入口に標識を掲示しなければなりません。

標識例のダウンロードはこちらから <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

